IT重説に関する同意書

●●（一級・二級）建築士事務所開設者　御中

私　　　　　　　　　　（以下「建築主」といいます。）は，建築士法第24条の7第１項に基づく重要事項説明に関し，ITを活用した方法で実施すること（以下「IT重説」といいます。）に同意し，また，下記の事項を確認しました。

記

＜前日までの確認事項＞

1. 建築主において，IT重説を実施するために必要なIT環境（映像や音声について双方向にやりとりできる環境）が十分にあること。
2. 貴所（所属建築士）から事前に重要事項説明書が郵送で交付されること。
3. IT重説は，事前に日時を調整した上で実施すること。

＜当日の確認事項等＞

1. IT重説に際して，事前に，映像が視認できるか否か，双方向でのやりとりができるかどうか等，双方が適切なIT環境下にあるかを確認すること。
2. 貴所所属建築士において，IT重説の開始前に，テレビ会議等の画面上で，建築主の本人確認，並びに，建築士免許証明書等を提示して建築士の資格の確認を行うこと。
3. 前各項の確認を実施した後，貴所所属建築士にて，テレビ会議等の画面上でIT重説を行うこと。

以上

　　　　　年　　月　　日

住所

建築主　　　　　　　　　　　　　印